

法定書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程(以下、「本規程」といいます。)は、株式会社暁投資顧問(以下、「当社」といいます。)が、金融商品取引法ならびにその他関係法令(以下「関係法令」といいます。)に基づき、お客様に対し書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を利用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法(以下、総称して「電磁的方法」といいます。)により提供する場合における方法等、および書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により交付を受ける場合における方法等(以下、総称して「電子交付等」といいます。)を定めたものです。

(電子交付等の対象となる法定書面の種類)

第2条 お客様が、電子交付等を利用できる書面は、関係法令により電子交付等が認められている書面であって、次の各号に掲げる書面とします。

- (1) 契約締結前交付書面
- (2) 契約締結時交付書面兼投資顧問契約書
- (3) 契約内容の変更に係る書面

(電磁的方法の種類及び内容)

第3条 前条各号の書面に記載する事項を提供する場合は、当社、または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等(以下「マイページ」)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法、及びマイページに顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する記載事項を記録し、顧客の閲覧に供し、顧客の同意に関する事項を記録する方法により電子交付等を行います。

(電子交付等の申込)

第4条 お客様は、当社ホームページより電子交付等を申し込むものとし、当該申込を行う際に、お客様は次の各号に定める事項の確認を行うものとします。

- (1) 電子交付等を受けるため、顧客ファイル、および閲覧ファイルを閲覧できる環境にあること
- (2) 前項の各ファイルを出力し、書面の作成が可能であること(プリンタ等を保有し、印刷可能であること)
- (3) 電子交付等を受けるに際し利用する電子計算機が、当社が必要と定める環境(OS、PDFなどの閲覧用アプリケーションのインストール等)に合致していること

(免責事項)

第5条 お客様は、次の各号に定める事象により生じた障害については、当社に一切その責任を追及できないものとします。

- (1) 法令の変更や監督官庁の指示があったとき
- (2) 前号の他、当社が書面の電子交付等に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を行う必要が生じたとき

(変更)

第6条 本規程は、法令・諸規則等の変更、監督官庁からの指示、その他必要が生じたときは、変更されることがあります。

(雑則)

第7条 本規程に定めのない事項については、関係法令の規定に従うこととします。

平成25年3月12日
株式会社暁投資顧問